令和８年１１月１６日
学校法人関西医科大学　理事長

関西医科大学附属病院長の資質及び能力に関する基準

関西医科大学附属病院長（以下「附属病院長」という。）の選任にあたり、医療法施行規則第７条の２の２の規定に基づき、附属病院長の資質及び能力に関する基準について次の通り定め、公表する。

１．心身ともに健全にして人格高潔である医師
２．医療安全確保、感染対策徹底のために必要な資質、能力を有している者
３．病院の管理運営のために必要な資質、能力を有している者
４．関西医科大学附属病院における下記の病院理念、基本方針、医療倫理指針を理解し、遂行することができる者

【病院理念】
・慈仁（めぐみ）を心の鏡とした、安全であたたかい医療を提供します。

【基本方針】
・患者の意思を尊重し、個々の患者に最適な医療を行います。
・感染対策に注力し、安全な医療に最善を尽くします。
・医療人の責任と自覚を持って、チーム医療を行います。
・地域の医療機関との連携を深め、地域社会に貢献します。
・先進的な医学研究にとりくみ、最新の医療を提供します。
・医育機関として人間性ゆたかな優れた医療人を育成します。

【医療倫理指針】
・患者の意思・権利を尊重し、自律的な意思決定に基づいた医療を提供します。
・医療人の責任と自覚を持ち、常に自己研鑽を積むとともにチーム医療を実践し、安全で質の高い医療を提供します。
・患者の尊厳や人権に関わる問題については、医療倫理の原則に則り十分な議論を重ね、最善の医療を提供します。
・公正かつ公平な医療を実践します。
・守秘義務を遵守し、個人情報の保護を徹底します。

以　上